

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路の指定……………一
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 建築基準法による道路位置の指定（三件）……………二
- 建築基準法による道路位置の指定の変更（二件）……………二
- 建築基準法による一団地の区域……………三
…（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…
- 平成二十一年東京都告示第九百八十九号（東京都地球温暖化対策指針）の一部改正……………三
…（環境局都市地球環境部総量削減課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………七
…（環境局多摩環境事務所環境改善課）…
- 救急医療機関の認定及び協力申出の撤回……………八
…（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）…
- 指定居宅サービス事業者の廃止……………八
…（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）…
- 指定居宅介護支援事業者の廃止……………三
…（同）…
- 指定介護予防サービス事業者の廃止……………五
…（同）…
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（二件）……………〇
…（福祉保健局障害者施策推進部計画課）…

○知事指定薬物の指定の失効……………一
…（福祉保健局健康安全部薬務課）…

告示（下水）

○下水を排除及び処理すべき区域等……………五

公 告

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………五
…（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…

正 誤

○平成二十六年十月七日付東京都告示第千三百八十六号……………五

告 示

●東京都告示第千五百五十七号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	平成二十六年十月十四日	西東京市北町五丁目九百七十八番四、同番四地先、同番五、同番六、九百八十番二十六の一部、	延長五五八・九九五、幅員二五・〇〇

九百八十三番十、同番十二、九百八十六番四、同番六、九百八十八番二、九百八十九番二、九百九十番二の一部、同番四、同番五、九百九十三番二、九百九十五番二、同番三、九百九十六番十、九百九十七番四、九百九十八番一、同番五、同番七、九百九十七番二、千三百三十七、千三百三十八、同番二の一部、同番十五、同番十七並びに千六百六番一及び同番四十八の各一部、同番五十五、千七百七十七番三、千七百七十九番二、千八百一十一番二から同番四までの各一部、同番五から同番十二まで並びに同番十三から同番十五まで、同番十九、同番二十二、

同番二十四、同番二十九、同番三十四及び同番三十五の各一部、同番三十六並びに同番三十七及び同番五十六の各一部、同番五十七並びに同番六十一及び同番六十二の各一部、同番六十三から同番七十まで並びに北町六丁目千百八十八番二及び千百八十九番二の各一部、同番二十九、同番三十一並びに千百九十九番三の一部

●東京都告示第千五百五十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
 平成二十六年十一月五日
 東村山市野口町三丁目十八番二の一部、同番二地先及び同番三の一部
 延長 二・九〇
 幅員 四・〇〇

●東京都告示第千五百五十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
 平成二十六年十月十日
 西東京市向台町四丁目千二百九十一番二、同番二十五、同番二十七の一部及び同番二十八
 延長 一六・二三
 幅員 四・〇〇

●東京都告示第千五百六十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
 平成二十六年十月十六日
 東久留米市学園町一丁目三百七十六番六
 延長 八・〇四
 幅員 四・〇〇

●東京都告示第千五百六十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十六年 西東京市向台 延長

第一項第五号 年十月二十 町二丁目八百 七・三五
 の規定による 七日 四十七番八及 幅員
 道路 び同番九の各 八・〇〇
 一部

●東京都告示第千五百六十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十六年十一月十日	西東京市泉町二丁目千八百十番二、同番二十九、同番三十六、同番三十八及び同番五十三の各一部	延長 六・〇三 幅員 四・〇〇

●東京都告示第千五百六十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

稲城市大字東長沼字八号二千四百十四番から二千四百十六番まで、二千四百十九番及び二千四百三十二番から二千四百三十四番までの各一部、同番地先及び二千四百三十五番から二千四百三十八番まで並びに二千四百三十九番、二千四百四十三番から二千四百四十六番まで及び二千四百四十七番イの各一部、同番イ地先、同番ロ、二千四百四十八番の一部、同番地先、二千四百四十九番の一部及び二千四百五十番から二千四百五十八番まで並びに二千四百五十九番及び二千四百六十六番の各一部、二千四百六十七番から二千四百六十九番まで並びに二千四百七十番から二千四百七十二番まで及び二千四百七十五番一から同番三までの各一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市曙町三丁目七番十号)

●東京都告示第千五百六十四号

平成二十一年東京都告示第九百八十九号(東京都地球温暖化対策指針)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

総則第三一(四)中「第1編第6 4」を「第1編第6

6」に改める。

第一編第二四(一)中「4」を「4」に改める。

第一編第四中「4」を「4」に、「5」を「5」に改める。

第一編第六五(一)中「4」を「4」に改め、五を

六とし、四の次に次のように加える。

5 特定テナント等事業者における地球温暖化の対策に係る取組の評価・公表

(1) 評価・公表の基本方針

知事は、特定テナント等事業者の地球温暖化の対策に係る取組について、次の基本方針に基づき評価し公表する。

ア 3(4)に規定する点検表に掲げる対策項目の取組状況及び規則第4条の2第1項第4号に定める特定温室効果ガス年度排出量の削減率（評価するに当たって基準となる年度（以下「基準年度」という。）における特定温室効果ガス年度排出量から特定テナント等地球温暖化対策計画書を提出する年度の前年度における特定温室効果ガス年度排出量を減じた値を基準年度における特定温室効果ガス年度排出量で除した値をいう。以下同じ。）の大きさにより評価する。

イ 過去における削減対策の取組状況、事業活動の規模、事業活動の変動等を考慮し、公平・公正に評価する。

エ 特定テナント等事業者の業種に応じた点検表を設け、特定テナント等事業者の実態に則した取組状況の評価を行うことにより、事業活動の規模に影響されない評価を行う。

ウ 特定温室効果ガス年度排出量の削減率について、基準年度の設定を特定テナント等事業者が自ら行うことを可能とすることにより、過去の削減対策の取組状況を踏まえた評価を行う。

エ 特定温室効果ガス年度排出量の削減率について、エネルギーの使用に係る原単位の観点を加えることで、削減対策を進めながらも事業活動の変動により特定温室効果ガス年度排出量が増加した特定テナント等事業者の取組を評価する。

ウ 公表に際しては、評価結果を分かりやすく示す。

(2) 評価対象

ア 評価対象となる特定テナント等事業者

特定テナント等地球温暖化対策計画書を提出する事業者を、特定テナント等事業所ごとに評価する。ただし、次に掲げる事業所は、評価対象から除くものとする。

(イ) 特定テナント等地球温暖化対策計画書を初めて提出する特定テナント等事業所

(ロ) 特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出が2回目であつて、前年度に提出した特定テナント等地球温暖化対策計画書に記載した特定温室効果ガス年度排出量が通年の値でない特定テナント等事業所

イ 評価対象となる取組等及び評価の観点

点検表に掲げる対策項目の取組状況に対する評価及び特定温室効果ガス年度排出量の削減率の大きさの評価を次のとおり行い、それらを合わせて、総合評価を決定する。総合評価の決定においては、点検表に掲げる対策項目の取組状況を特定テナント等事業者の地球温暖化の対策に係る積極的な取組として特に高く評価する。

(イ) 点検表については、特定テナント等事業者の事業活動における地球温暖化の対策の推進体制を整備し、かつ、事業所内の設備等に係る運用・導入対策の取組をした特定テナント等事業者を高く評価する。さらにその中で、具体的な取組を明示した特定テナント等事業者をより高く評価する。

(ロ) 特定温室効果ガス年度排出量の削減率については、削減率が大きい特定テナント等事業者を高く評価する。

ウ 評価対象となる期間

特定テナント等地球温暖化対策計画書を提出する年度の前年度（以下「評価年度」という。）の状況について、毎年度評価する。

(3) 評価方法

ア 点検表の評価

点検表に掲げる対策項目の取組状況に応じて、知事が別に定める評価基準（条例第8条の2第1項の知事が別に定める基準をいう。以下同じ。）により評価点を付与する。

イ 特定温室効果ガス年度排出量の削減率の評価

特定温室効果ガス年度排出量の削減率に関して、次の手順により評価する。

(イ) 基準年度を設定する。基準年度は、特定テナント等地球温暖化対策計画書に記載する年度のうち評価年度を除いた年度の中から特定テナント等事業者が任意に選択して設定することができる。

なお、特定テナント等事業者が一度設定した基準年度は、原則毎年度の評価に適用するものとする。

(ロ) 特定温室効果ガス年度排出量の削減率に応じて、知事が別に定める評価基準により評価点を付与する。ただし、基準年度に対して特定温室効果ガス年度排出量が増加した特定テナント等事業者については、エネルギーの使用に係る原単位の状況を勘案して評価点を付与するよう評価基準を定める。

ウ 総合評価

点検表の取組状況に対する評価点及び特定温室効果ガス年度排出量の削減率の大きさに係る評価点の合計点に応じて、知事が別に定める評価基準により総合評価を定める。

(4) 評価結果の公表

知事は、(3)の方法により決定した総合評価について、標準以上の評価となった特定テナント等事業者及び特定テナント等事業所の名称並びにその総合評価を条例第8条の2第2項に基づき公表する。

第一編第七の次に次のように加える。

第8 指定相当地球温暖化対策事業所における地球温暖化の対策の推進

1 指定相当地球温暖化対策事業所の定義

指定地球温暖化対策事業所以外の事業所のうち、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する事業所を、指定相当地球温暖化対策事業所という。

- (1) 改正規則(船民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成25年東京都規則第99号)による改正後の規則をいう。以下第8において同じ。)第4条の8第2項第2号に該当することにより、指定地球温暖化対策事業所の指定を取り消された事業所であつて、アからウまでのいずれにも該当しない事業所
 - ア 事業活動が廃止され、又はその全部が休止された事業所
 - イ 前年度の原油換算エネルギー使用量が1000kL未満となつた事業所
 - ウ 前年度の原油換算エネルギー使用量が3年度(指定地球温暖化対策事業所であつた期間を含む。)連続して1500kL未満となつた事業所
- (2) 前年度の原油換算エネルギー使用量が1500kL以上である事業所であつて、改正規則第4条第1項ただし書が適用されることにより、指定地球温暖化対策事業所の指定を受けない事業所
- (3) (2)に該当していた年度がある事業所であつて、(1)アからウまでのいずれにも該当しない事業所

2 指定相当地球温暖化対策事業所における地球温暖化の対策の推進

指定相当地球温暖化対策事業所は、経済基盤等の観点からの特別な配慮により、「より大規模な削減を定着・展開する期間」である第2計画期間においては総量削減義務の対象となつていないものの、原油換算エネルギー使用量等の規模は、指定地球温暖化対策事業所に相当する。

よつて、指定相当地球温暖化対策事業所の所有者(以下「指定相当地球温暖化対策事業者」という。)は、指定相当地球温暖化対策事業所において地球温暖化対策を推進する主体として、条例第5条の5第1項及び第2項の規定に基づき、4から7までに定めるところにより、組織体制の整備及び温室効果ガスの排出量の把握に努め、地球温暖化の対策を推進するほか指定地球温暖化対策事業所に準じた対策をとるものとする。

また、指定相当地球温暖化対策事業者は、地球温暖化の対策を推進するに当たつて知事が必要と認めるときは、その指導及び助言を受けることとなる。そのため、3に定めるところによる知事への届出について協力することによつて、知事が、指導及び助言をすべき指定相当地球温暖化対策事業所を適切に把握できるようにしなければならない。

3 指定相当地球温暖化対策事業所の確認

(1) 原油換算エネルギー使用量が新たに1500kL以上となつた事業所

指定地球温暖化対策事業所以外の事業所であつて、前年度の原油換算エネルギー使用量が1500kL以上である事業所の所有者は、当該事業所が指定相当地球温暖化対策事業所に該当すると判断したときは、毎年度11月末日(初めて判断した年度にあつては、10月末日)までに、その判断について限りがないことについて、知事が別に定める様式により届け出て、知事の確認を受けるものとする。

る届出を行うべきことを確認したときは、その旨を知事が別に定める様式により当該所有者に通知する。

(2) 指定地球温暖化対策事業所の指定を取り消された事業所

指定地球温暖化対策事業所が改正規則第4条の8第2項第2号に該当して、その指定が取り消されたときは、知事は、当該事業所が指定相当地球温暖化対策事業所に該当する旨を知事が別に定める様式により当該事業所の所有者に通知する。

(3) 指定相当地球温暖化対策事業所ではない事業所

指定相当地球温暖化対策事業所であつた事業所の所有者は、当該事業所が1(1)アからウまでのいずれかに該当し、指定相当地球温暖化対策事業所ではなくなつたと判断したときは、次のアからウまでに定める日まで、その判断について限りがないことについて、知事が別に定める様式により届け出て、知事の確認を受けるものとする。

- ア 1(1)アに該当するとき 事業活動が廃止され、又はその全部が休止された日から30日を経過した日
 - イ 1(1)イに該当するとき 該当した年度の11月末日
 - ウ 1(1)ウに該当するとき 該当した年度の11月末日
- 知事は、当該判断に限りがないこと若しくは限りがあつて引き続き2に基づき地球温暖化の対策の推進等を行うべきことを確認したとき又は指定地球温暖化対策事業所に指定されたことにより指定相当地球温暖化対策事業所ではなくなつたときは、その旨を知事が別に定める様式により当該所有者に通知する。

4 地球温暖化の対策の推進体制

(1) 組織体制の整備

指定相当地球温暖化対策事業者は、第2 1に準じて組織体制を整備するものとする。

(2) 組織体制の構成等

指定相当地球温暖化対策事業者は、第2 2に準じて統括管理者及び技術管理者を選任するものとする。

また、推進責任者及び推進員を選任することができる。

(3) 統括管理者及び技術管理者の選任等

統括管理者及び技術管理者の選任等は、第2 3に準じて行うものとする。

(4) テナント等事業者がいる指定相当地球温暖化対策事業所における体制

指定相当地球温暖化対策事業者は、指定相当地球温暖化対策事業者の全部又は一部を使用するテナント等事業者がいる場合は、第2 4に準じて当該テナント等事業者との協力推進体制を整備するものとする。

5 温室効果ガス排出量の把握

指定相当地球温暖化対策事業者は、第3に準じて指定相当地球温暖化対策事業所における温室効果ガス排出量を把握するものとする。ただし、温室効果ガス排出量の算定に当たり、検証を受ける必要はない。

6 計画的な地球温暖化の対策の推進

指定相当地球温暖化対策事業者は、第4に準じて計画的に地球温暖化の対策を推進しなけ

ればならない。

この場合において、特定温室効果ガス排出量の削減に係る目標については、目標の設定の日の属する削減計画期間の終了年度を目標年度の一つとして設定する。

また、当該目標の水準は、条令第5条の18及び規則第4条の17の規定に準じて自ら算定した基準排出量に相当する量及び事業所の種類に応じた規則第4条の16に規定する削減義務率を用いて特定地球温暖化対策事業所の削減義務量と同様の方法により算定した量以上とするものとする。

指定相当地球温暖化対策事業者は、総量削減義務の対象外であり、指定管理口度の開設及び義務充当を行うことはできないが、振替可能削減量を取得して、特定温室効果ガス排出量と相殺するよう自ら管理することなどにより目標を達成することを妨げるものではない。

7 地球温暖化対策計画書の作成等

(1) 地球温暖化対策計画書の作成及び提出

指定相当地球温暖化対策事業者は、毎年度11月末日(指定相当地球温暖化対策事業所であることについて知事の確認を受けた年度(前年度にも当該確認を受けている年度を除く。))にあつては、当該日と当該確認を受けた日から90日を経過した日とのいずれか遅い日)までに、知事が別に定める指定相当地球温暖化対策計画書提出書に、第5-1に定める地球温暖化対策計画書並びに第5-1(8)及び(9)に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

(2) 公表

指定相当地球温暖化対策事業者は、第5-2に準じて温室効果ガス排出量及び地球温暖化の対策の実施状況に係る情報を公表するよう努めるものとする。

知事は、指定相当地球温暖化対策事業者から地球温暖化対策計画書の提出があつたときは、当該指定相当地球温暖化対策事業者がその公表を拒否する場合を除き、指定地球温暖化対策事業者から地球温暖化対策計画書の提出があつたときと同様の方法で公表するものとする。この場合にあつては、知事は、公表する内容が指定相当地球温暖化対策事業者のものであることを表示するものとする。

8 テナント等事業者における地球温暖化の対策の推進

テナント等事業者がいる指定相当地球温暖化対策事業所においては、事業所全体としての温室効果ガス排出量の削減を進めるため、(1)から(5)までに定めるところにより、指定地球温暖化対策事業所に準じた取扱いをするものとする。

(1) テナント等事業者の役割

テナント等事業者は、第6-1に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

(2) 特定テナント等相当事業者の役割

テナント等事業者のうち特定テナント等事業者に相当する状況の事業者(以下「特定テナント等相当事業者」という。)は、第6-2に掲げる事項を実施するものとする。

(3) 特定テナント等相当事業者における地球温暖化の対策の推進

特定テナント等相当事業者は第6-3に準じて地球温暖化の対策の推進に努めるものとする。

(4) 特定テナント等地球温暖化対策計画書の作成及び提出

特定テナント等相当事業者は、毎年度11月末日までに、知事が別に定める特定テナント等相当事業者地球温暖化対策計画書提出書に、第6-4に定める特定テナント等地球温暖化対策計画書及び第6-4(6)に掲げる書類を添えて、指定相当地球温暖化対策事業者を經由して知事に提出するものとする。

(5) 特定テナント等相当事業者における地球温暖化の対策に係る取組の評価・公表

知事は、第6-5に準じて特定テナント等相当事業者の地球温暖化の対策に係る取組の評価を行うことができる。この評価を行った場合にあつては、当該特定テナント等相当事業者がその公表を拒否する場合を除き、特定テナント等事業者の評価結果と同様の方法で公表するものとする。

(6) 公表

知事は、指定相当地球温暖化対策事業者を經由して特定テナント等相当事業者から特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出があつたときは、当該特定テナント等相当事業者がその公表を拒否する場合を除き、特定テナント等事業者から特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出があつたときと同様の方法で公表するものとする。この場合にあつては、知事は、公表する内容が特定テナント等相当事業者のものであることを表示するものとする。

9 自動車に係る地球温暖化の対策の推進

指定相当地球温暖化対策事業者は、第7に準じて自動車に係る地球温暖化の対策の推進に努めるものとする。

10 知事の勧告

知事は、指定相当地球温暖化対策事業者及び指定相当地球温暖化対策事業所の全部又は一部を使用するテナント等事業者における地球温暖化の対策の推進の程度が、この指針に照らして著しく不十分であるときは、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴いて、当該事業者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

第二編第一及び第五中「ア」を「ア1」に改める。

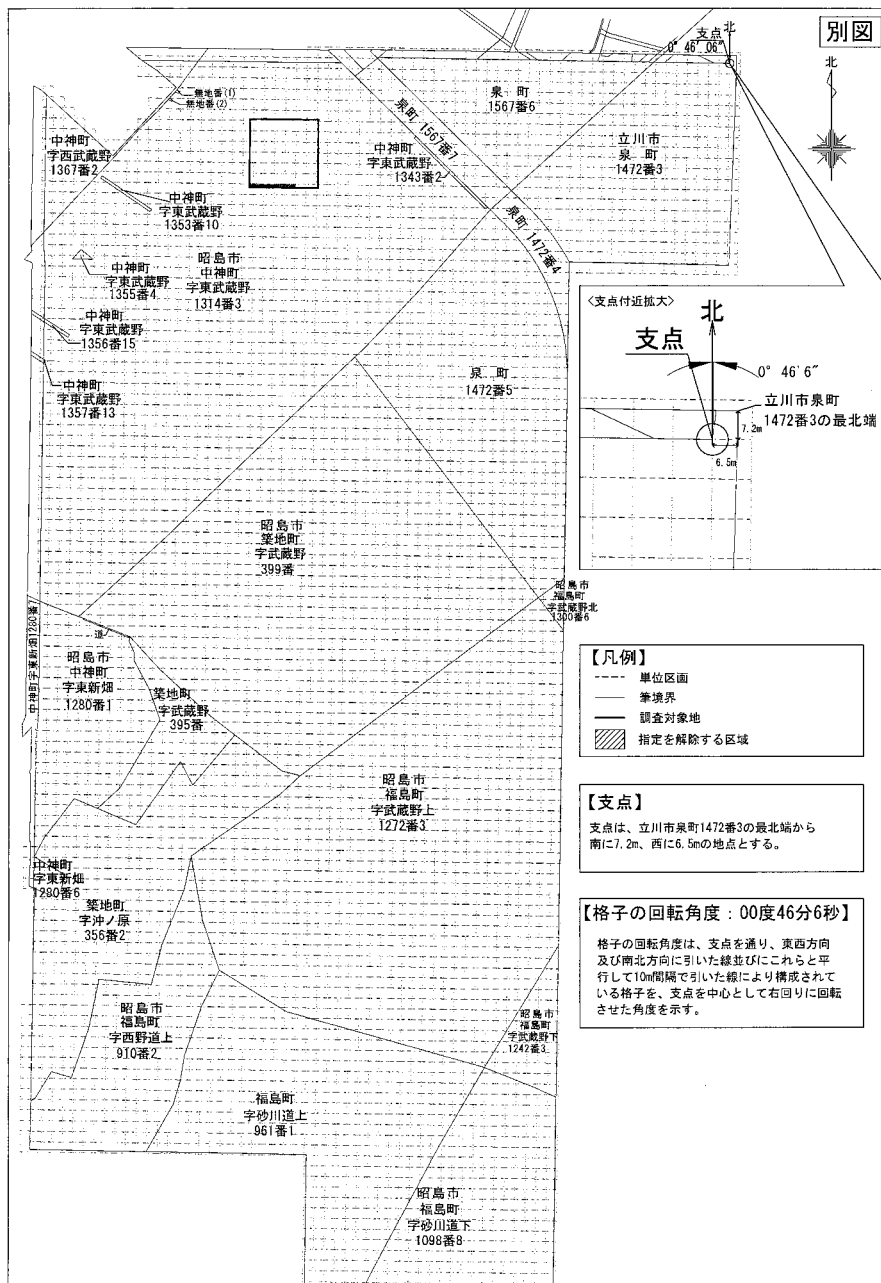
●東京都告示第千五百六十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第九百八十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（昭島市中神町字東武蔵野地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



【凡例】

- 単位区画
- 境界界
- ▨ 調査対象地
- ▨ 指定を解除する区域

【支点】

支点は、立川市泉町1472番3の最北端から南に7.2m、西に6.5mの地点とする。

【格子の回転角度：00度46分6秒】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百六十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び同申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院

名 称	所 在 地	認定期間
立正佼成会附属成病院	杉並区和田二丁目二十五番一号	平成二十六年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで
日本大学病院	千代田区神田駿河台一丁目六番	平成二十六年十月一日から平成二十九年九月三十日まで

二 救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した病院

名 称	所 在 地	撤回年月日
立正佼成会附属成病院	中野区弥生町五丁目二十五番十五号	平成二十六年九月十四日
駿河台日本大学病院	千代田区神田駿河台一丁目八番地十三	平成二十六年九月三十日

●東京都告示第千五百六十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により指定居宅サービス事業者から事業の廃止

の届出があったので、同法第七十八条及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第三百三十一条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

サービスの種類 訪問介護		
事業所名	事業所住所	廃止年月日
有限会社ナイスケア	新宿区高田馬場4-26-8 佐野ビル1階	平成26年3月31日
おおきなき新宿	新宿区高田馬場3-28-2 紺青ビル202	平成26年2月28日
あいびーケアステーション・文京	文京区本郷3-3-1 お茶の水K Sビル1階	平成26年5月31日
おおきなき墨田	墨田区緑4-39-7 ルミリオ錦糸町ビル1階	平成26年6月30日
さくら・介護ステーションアィクル	江東区深川1-1-2 協和ビル1階	平成26年3月31日
ジャパンケア西大島	江東区大島4-1-7-106	平成25年10月1日
パンナライフケア清澄	江東区高橋8-12 田名網ビル1階	平成26年4月30日
ホームヘルプサービス ソラスト大森	大田区大森北4-5-1 スワンビル2階	平成26年5月1日
介護サービス SOIN	大田区北糞谷1-7-1	平成26年8月1日
こころ	大田区蒲田2-5-4 太田ハイツ201	平成26年4月1日
ユース福祉世田谷事業所	世田谷区玉川4-3-15 サントピア二子玉川第2 301	平成26年3月31日
健康生活支援ヘルパーセンター	世田谷区祖師谷1-35-4 2階	平成26年4月30日
ジャパンケア用賀	世田谷区用賀4-13-3 用賀薬局ビル4階	平成26年3月31日
ゆうゆうケアサービス	世田谷区玉川台1-5-3 2階	平成26年7月6日
ジャムけあ	世田谷区梅丘1-22-10	平成26年5月31日
セルフサポート	世田谷区若林3-15-3-301	平成26年5月10日
ザ・ピース介護事業サービス	世田谷区太子堂5-24-6 ハイツMR105	平成26年3月31日
おんがえし	世田谷区新町2-4-15 1階	平成26年5月1日
サンケイビルウェルケアヘルパスステーション馬事公苑	世田谷区上用賀2-2-15	平成25年11月30日
えみあーく介護サービス	世田谷区南烏山6-29-2 プラタナスタカサゴ4階	平成25年5月1日
コスモ・ケア・サポート等々力	世田谷区中町2-1-21 メゾン等々力1階	平成26年4月30日
ピースフルケアサービス祖師谷	世田谷区砧3-36-5 地蔵屋マンション202	平成26年6月30日
プラチナ訪問介護ステーション	中野区鷲宮3-9-26 都立家政マンション101号	平成26年7月31日
けやきの杜ケアサービス	中野区若宮1-28-6	平成26年3月1日
ヘルパスステーション きずな	品川区上大崎4-6-10-302	平成25年12月1日
有限会社日本リソースマネジメント	杉並区天沼3-3-2-601	平成26年1月31日
スマイルホームヘルプサービス	杉並区西荻北5-2-17 バルクレール西荻101	平成26年4月1日
プラチナ訪問介護ステーション豊島店	豊島区巣鴨3-2-7 巣鴨三葉ビル101	平成26年7月31日
ケアセンター目白	豊島区南長崎2-3-23-202	平成26年3月1日
有限会社ユニ山崎	北区豊島1-35-11-303	平成26年4月1日
ささえあい隔だまりの会	北区豊島2-12-18	平成26年6月30日
わいわいヘルパスステーション	北区赤羽西5-7-10-105	平成26年3月12日
アミカ赤羽介護センター	北区赤羽南1-4-12 ジュヒロプラザ赤羽201	平成26年5月31日
癒しの樹・訪問介護ステーション	荒川区東日暮里6-25-9	平成26年1月10日
有限会社イエス・サービス	練馬区豊玉上1-2-13 ウエストヴィレッジ203号	平成26年1月31日
ジャパンケア光が丘	練馬区田柄4-13-10 植田ビル	平成26年3月31日
ジャパンケア大泉学園	練馬区東大泉5-36-12 森川ビル2-B号	平成26年3月31日
ジャパンケア上石神井	練馬区上石神井4-1-5 成昇ビル1階	平成26年3月31日
ジャパンケア中村橋	練馬区貫井1-1-2 YKビル1階D号室	平成26年3月31日
足立ケアコミュニティ そよ風	足立区梅島2-31-14	平成26年3月31日
ベル訪問介護ステーション	足立区六月3-3-4	平成26年1月31日
ヒューマンケアサービス あけぼの	足立区舎人3-9-9	平成26年7月1日
優ライフケアヘルパーハウス	足立区綾瀬4-16-3 エトワール101	平成26年6月30日
ケアステーション 琴の音	葛飾区宝町1-26-21	平成26年5月1日
株式会社みなみ 江戸川ケアセンター	江戸川区南葛西6-2-28	平成26年3月31日
さくら・介護ステーションあすなる	江戸川区南篠崎町3-6-5 武入ビル2階	平成26年3月31日
株式会社愛和 小岩営業所	江戸川区西小岩2-11-4 グリーンハイツ1階	平成26年4月1日
ジャパンケア東村山久米川町	東村山市久米川町3-27-3 石橋商店貸事務所	平成26年5月7日
有限会社八王子介護センター	八王子市式分方町343-2	平成26年2月28日
ホームヘルプ やさしいライオン	八王子市堀之内3-9-6	平成26年3月7日
大和自動車交通株式会社 立川営業所	立川市富士見町1-25-20	平成26年6月30日
さくらライフ訪問介護ステーション	立川市曙町1-30-12 J Pトラストビル2階	平成26年6月30日
株式会社隔だまりの郷	町田市山崎町1356番地 シーアイハイツE 1501	平成26年3月31日
芙蓉ケアサービス	町田市鶴間1-18-1 ドルフ南町田1階	平成26年5月31日
青空ケアサービス	町田市根岸2-1-4 ロイヤルビルズ忠生102	平成26年4月1日

のぞみ トータルサポート	町田市大蔵町294-1 A-205	平成25年10月1日
訪問介護ステーション となり組	武蔵野市吉祥寺本町2-11-13 日神バスターゲジ吉祥寺304号	平成26年2月28日
介護サービス 飛行船	日野市南平8-19-28 バレーシャトル101	平成25年9月1日
セントケア三鷹	三鷹市下連雀4-17-6 ミタカサンライズマンション102	平成25年8月31日
ベストライフ府中 訪問介護事業所	府中市小柳町1-2-1	平成25年5月31日
ケアサポートくすのき	調布市小高町3-72-26	平成26年3月31日
訪問介護サービス温泉苑	東大和市新郷1-1432-82-303	平成26年5月31日
ヘルパー アイズ	清瀬市松山1-4-20 松東ビル201	平成26年3月31日
Office Arcadia	武蔵野市関前2-2-2 1階	平成26年4月15日
有限会社アイル(愛留の会) 訪問介護サービス	あきる野市牛沼489-1	平成26年4月21日
すみれ介護センター	多摩市一ノ宮4-40-3 聖護桜ヶ丘ガーデンハウス1階	平成26年5月31日
生き生きシルバーステーション多摩	多摩市落合4-16-1	平成26年4月30日

サービスの種類 訪問入浴介護

事業所名	事業所住所	廃止年月日
ケアサービス・クローバー	足立区梅田2-19-13 深田コーポ101号	平成26年6月13日
ジャパンケア西園分寺	国分寺市西窓ヶ窪3-20-19 山口貸家	平成26年1月31日
美郷	町田市小山ヶ丘1-2-9	平成25年3月31日
スィンク訪問入浴	府中市府中町2-6-13 フィレスビル3階	平成26年6月8日

サービスの種類 訪問看護

事業所名	事業所住所	廃止年月日
聖路加国際病院訪問看護ステーション	中央区明石町9-1	平成26年3月31日
ジャパンケア尾山台	世田谷区尾山台3-33-5 須摩ビル201	平成25年11月30日
サンウェル訪問看護ステーション	世田谷区梅丘2-23-20 光土里マンション	平成26年6月30日
訪問看護ステーション シルバーハート	世田谷区世田谷4-4-4 AOB世田谷	平成25年5月31日
ジャパンケア中村橋	練馬区貫井1-1-2 YKビル1階D号室	平成26年3月31日
ジャパンケア立川	立川市柏町4-62-4 カサブランカ206	平成26年7月1日
訪問看護リハビリステーション あるふあ町田・藤の台団地	町田市本町田3486 藤の台団地1-50-102	平成26年2月28日

医療法人啓仁会 訪問看護ステーション 吉祥寺	武蔵野市吉祥寺南町4-10-12	平成25年9月30日
訪問看護ステーション ステップぱーとなー 西東京	西東京市東伏見4-9-4-102	平成26年1月31日
うのき訪問看護ステーション	大田区鶴の木3-10-13	平成26年4月30日
高砂訪問看護ステーション	葛飾区高砂3-26-10	平成26年6月30日
西品川訪問看護ステーション	品川区西品川1-8-22	平成26年4月30日
ふなほり訪問看護ステーション	江戸川区船堀4-4-11 フェニックスガーデン1階	平成25年11月30日
東京ふれあい医療生活協同組合 みやまえ訪問看護ステーション	荒川区西尾久3-1-1	平成26年5月31日
大森西訪問看護ステーション	大田区大森西5-1-21	平成26年4月30日
小金井あんず苑訪問看護ステーション	小金井市前原町5-3-24	平成25年12月31日
訪問看護ステーション千代田	千代田区平河町2-7-5 砂防会館5階	平成26年4月1日
羽田訪問看護ステーション	大田区西糀谷3-9-22	平成26年4月30日
訪問看護ステーションピースブラザ	府中市片町2-10-1	平成26年4月20日
滝野川病院訪問看護ステーション	北区滝野川12-32-12 滝野川病院5階	平成26年1月31日
平和島訪問看護ステーション	大田区大森北6-32-8 2階	平成26年4月30日
ハルエ訪問看護ステーション	板橋区成増3-4-16 フジコーポ204	平成26年2月28日
株式会社仁済 訪問看護ステーション品川	品川区大井1-32-14 H Fビル2階	平成26年1月1日
えのき訪問看護ステーション	武蔵村山市榎1-1-5	平成26年7月1日
たんぼ訪問看護むさしの	武蔵野市桜堤1-8-7	平成26年1月31日

サービスの種類 居宅療養管理指導

事業所名	事業所住所	廃止年月日
聖路加国際病院訪問看護ステーション	中央区明石町9-1	平成26年3月31日
@(あっと)訪問看護ステーション	立川市錦町2-7-10	平成26年5月1日
うのき訪問看護ステーション	大田区鶴の木3-10-13	平成26年4月30日
大森西訪問看護ステーション	大田区大森西5-1-21	平成26年4月30日
平和島訪問看護ステーション	大田区大森北6-32-8 2階	平成26年4月30日
ハルエ訪問看護ステーション	板橋区成増3-4-16 フジコーポ204	平成26年2月28日
株式会社仁済 訪問看護ステーション品川	品川区大井1-32-14 H Fビル1階	平成26年1月1日
たんぼ訪問看護むさしの	武蔵野市桜堤1-8-7	平成26年1月31日

サービスの種類 通所介護		
事業所名	事業所住所	廃止年月日
ふれあいプラザ ラビット	江戸川区西葛西3-22-15	平成26年1月31日
富士デイサービス	新宿区西早稲田3-13-15	平成26年6月30日
デイサービス オンリーワン きらり	新宿区北新宿4-16-11	平成26年5月1日
ジムデイサービス 夢楽 白山	文京区白山1-33-18 白山NTビル1階	平成25年12月31日
デイサービス桜花乃郷 本所の家	墨田区本所3-26-9	平成26年1月1日
デイサービスセンターお楽・江東	江東区猿江1-12-1	平成26年2月28日
目黒区立東が丘高齢者在宅サービスセンター	目黒区東が丘1-6-4	平成26年3月31日
目黒区立田道高齢者在宅サービスセンター	目黒区目黒1-25-26 1階	平成26年3月31日
目黒区立東山高齢者在宅サービスセンター	目黒区東山3-24-6	平成26年3月31日
茶話本舗デイサービス駒場	目黒区駒場2-14-5	平成26年1月31日
デイサービス太陽のめぐみ 駒場センター	目黒区駒場1-24-2	平成25年11月30日
デイサービスふくすけ	大田区新蒲田1-11-9	平成26年6月1日
大森リフレッシュ教室デイサービスセンター	大田区大森北1-33-4 2階	平成26年4月30日
大森スポーツ教室デイサービスセンター	大田区大森北1-22-13	平成26年1月31日
萩中公園リハビリデイサービス	大田区本羽田3-3-12	平成25年12月31日
ファミリーケア 馬込さくら物語	大田区南馬込6-10-17	平成25年7月31日
月のうさぎリハビリ倶楽部	大田区久が原3-30-15	平成25年12月31日
通所介護 みんなの家	世田谷区船橋5-12-31	平成26年2月28日
デイサービス にこにこ	世田谷区玉川1-2-3	平成26年5月31日
茶話本舗デイサービス千歳鳥山	世田谷区北鳥山5-5-9	平成25年12月31日
リハビリデイルーム やわら 下北沢	世田谷区代沢5-8-18 ケイズハウス下北沢1階	平成22年12月31日
デイサービス ソイン	世田谷区等々力5-2-6	平成25年7月31日
サンケイビルウェルケアデイサービスセンター馬事公苑	世田谷区上用賀2-2-15	平成26年3月31日
むらもとデイサービス3	世田谷区赤堤4-1-15	平成26年5月31日
茶話本舗デイサービス駒沢亭	世田谷区駒沢4-15-2	平成26年5月31日
ほっこり野方デイサービスセンター	中野区若宮1-56-8	平成26年1月20日

ほっこり鷺宮 デイサービスセンター	中野区上鷺宮5-2-9	平成26年1月31日
樹楽 しらさぎ	中野区白鷺3-19-9	平成26年4月25日
茶話本舗デイサービス高井戸さくら亭	杉並区上高井戸2-19-8	平成26年4月30日
デイサービス太陽のめぐみ 永福町センター	杉並区和泉3-43-9	平成25年11月30日
板橋区立富士見高齢者在宅サービスセンター	板橋区前野町1-10-1	平成26年3月31日
ユーススタイル 赤塚の郷	板橋区赤塚3-21-9 Excellent 101	平成26年2月28日
アルケル 南町	板橋区南町18-1	平成26年4月30日
システム・ハイ あいあい	練馬区豊玉北1-10-12 江古田チェリー103	平成26年3月1日
樹楽団らんの家大泉学園	練馬区大泉学園町8-1-20	平成26年5月31日
リハトレデイサービス たなごころ	練馬区旭丘1-57-6 水沢ビル1階	平成26年5月14日
デイサービスセンターふたみ	足立区興野2-6-11	平成26年1月31日
ピーステップ足立	足立区関原1-6-2	平成26年4月30日
ガーデンきたがわ	足立区千住河原町47-11	平成26年2月28日
きずなデイサービス	足立区東和4-16-21 竹内ビル1階	平成26年4月30日
ゆかりデイサービスセンター	葛飾区金町3-24-14	平成26年7月31日
株式会社みなみ 江戸川ケアセンター	江戸川区南葛西6-2-28	平成26年3月31日
株式会社みなみ 中央ケアセンター	江戸川区中央2-8-18	平成26年3月31日
ケアポート 銀の鐘	江戸川区北小岩6-15-10 リエス北小岩301	平成26年2月1日
茶話本舗デイサービス えにし瑞江亭	江戸川区江戸川3-17-2	平成26年1月31日
デイサービス夢楽瑞江	江戸川区谷河内2-4-6 メゾンエスユー1階	平成25年12月31日
デイサービスセンター・グリーン	八王子市小比企町1692-35	平成26年1月31日
八王子養生所介護部・通所課	八王子市長房町406-1	平成26年3月31日
デイサービスセンターかっちゃんの家	八王子市川口町3907-3	平成26年3月31日
ひばりの杜	八王子市小比企町1538-5	平成25年7月1日
デイサービスセンター ルースト片倉	八王子市片倉町461-2	平成25年6月30日
八王子介護センター 公春	八王子市武分方町343-2	平成26年2月28日
アトムデイサービスセンター石川	八王子市石川町1248	平成25年10月2日
レッツ倶楽部 八王子	八王子市南新町13-12	平成26年7月31日
デイ・フィット	八王子市東浅川町914-6 1階	平成25年12月31日

デイサービス本舗 片倉	八王子市片倉町1221-59	平成26年5月1日
至誠アクティブセンター	立川市鎌町6-26-4	平成26年3月31日
デイサービスセンターやわらぎ・健康の駅	国分寺市西元町2-16-32 ザ・ライオンズ武蔵国分寺公園124	平成26年5月31日
ケアセンターつくしんぼデイサービス	町田市金井5-20-16	平成26年3月31日
デイサービス ふれあいルーム	町田市鶴間544-2	平成26年3月31日
絆ひだまりの会デイサービス町田つくし野の家	町田市小川12-15-9	平成25年11月30日
デイサービスセンターかわせみ	日野市農田3-40-33	平成26年1月1日
茶話本舗デイサービス豊田劉心亭	日野市農田2-21-13	平成24年12月31日
デイサービスあずゆあはうす府中二番館	府中市分梅町2-40-10	平成26年5月1日
デイサービス 天神	府中市天神町4-28-14	平成23年4月17日
ベッセルケアデイサービス武蔵小金井	小金井市桜町1-15-12	平成25年2月28日
デイサービスセンターなごやか小平	小平市学園東町1-8-2 メゾン舞1階	平成26年3月31日
デイサービスふじ 花小の家	小平市花小金井5-53-32	平成26年3月31日
デイサービスセンター ハツラツ	狛江市和泉本町2-34-23	平成26年2月28日
めぐりステーション狛江	狛江市和泉本町1-6-15 エスポワール狛江103号	平成25年10月26日
ふなの樹会デイサービス	清瀬市竹丘2-7-4 アヴェニール竹丘111	平成26年3月31日
デイサービスセンター あすはれ	清瀬市松山1-12-15 オリエンタルビル101	平成26年3月31日
リハビリデイサービスセンター クローバー東久留米	東久留米市八幡町1-2-5	平成25年9月30日

サービスの種類 通所リハビリテーション

事業所名	事業所住所	廃止年月日
医療法人社団清泉会 山王リハビリ・クリニック	大田区東雪谷3-4-2	平成26年3月31日
総合福祉センター通所リハビリ事業所	世田谷区松原6-41-7	平成26年3月31日
エンジェルコート通所リハビリセンター風々	八王子市上巻分町50-1	平成25年5月31日
府中恵仁会病院 通所リハビリテーション	府中市住吉町5-15-4	平成26年3月31日

サービスの種類 短期入所生活介護

事業所名	事業所住所	廃止年月日
コミュニケア24 癒しのショートステイ 新宿御苑	新宿区新宿2-6-3	平成26年6月16日

目黒区立特別養護老人ホーム中目黒	目黒区中目黒5-7-35	平成26年3月31日
目黒区立特別養護老人ホーム東が丘	目黒区東が丘1-6-4	平成26年3月31日
目黒区立特別養護老人ホーム東山	目黒区東山3-24-6	平成26年3月31日
株式会社みなみ 江戸川ケアセンター	江戸川区南葛西6-2-28	平成26年3月31日
株式会社みなみ 中央ケアセンター	江戸川区中央2-8-18	平成26年3月31日
カーロガーデン大塚	八王子市大塚230-5	平成26年8月1日

サービスの種類 福祉用具貸与

事業所名	事業所住所	廃止年月日
フジヤマサービス	大田区多摩川11-4-8	平成26年4月30日
株式会社世田谷介護サービス	世田谷区世田谷1-42-11	平成26年2月28日
青葉福祉用具事業所	世田谷区玉川1-17-21 クワルトエルモーサ101	平成26年5月31日
プライムサービス杉並	杉並区井草1-31-9 ビラ・ニューロード103号	平成26年4月30日
有限会社介護ハウス・クカダ	北区赤羽台3-6-10	平成26年2月28日
パナソニックエイジフリー介護チェーン赤羽十条/株式会社ラ・プラス東京営業所	北区志茂5-2-6	平成26年3月31日
株式会社ニトリ 介護福祉レンタル 赤羽	北区神谷3-6-20 ニトリ東京本部6階	平成26年3月31日
三桜商事株式会社	荒川区東日暮里1-37-8 三桜ビル1階	平成26年4月5日
プライムサービス荒川	荒川区南千住2-30-10	平成26年4月30日
株式会社ケアサービスあうわ	板橋区板橋1-50-1 箱家ビル401	平成25年9月1日
花はなケアステーション 福祉用具	練馬区旭町2-24-22	平成26年3月18日
協和産業株式会社 介護用品ショップ 八王子店	八王子市市町4-24-1	平成25年12月31日
株式会社ドリーミー あっぶる介護用品 立川店	立川市曙町2-33-1	平成26年4月30日
株式会社ドリーミー あっぶる介護用品 福生店	福生市志茂57-1	平成26年4月30日

サービスの種類 特定福祉用具販売

事業所名	事業所住所	廃止年月日
フジヤマサービス	大田区多摩川11-4-8	平成26年4月30日
株式会社世田谷介護サービス	世田谷区世田谷1-42-11	平成26年2月28日
青葉福祉用具事業所	世田谷区玉川1-17-21 クワルトエルモーサ101	平成26年5月31日

プライムサービス杉並	杉並区井草1-31-9 ビラ・ニューロード103号	平成26年4月30日
有限会社介護ハウス・タカダ	北区赤羽台3-6-10	平成26年2月28日
バナソニックエイジフリー介護チェーン赤羽十条/株式会社ラ・プラス東京営業所	北区志茂5-2-6	平成26年3月31日
三桜商事株式会社	荒川区東日暮里1-37-8 三桜ビル1階	平成26年4月5日
プライムサービス荒川	荒川区南千住2-30-10	平成26年4月30日
花はなケアステーション 福祉用具	練馬区旭町2-24-22	平成26年3月18日
協和産業株式会社 介護用品ショップ 八王子店	八王子市台町4-24-1	平成25年12月31日
株式会社ドリーミー あっぶる介護用品 立川店	立川市曙町2-33-1	平成26年4月30日
株式会社ドリーミー あっぶる介護用品 福生店	福生市志茂57-1	平成26年4月30日

●東京都告示第千五百六十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第八十五条及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百三十三条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十七日

東京都知事 外 添 要 一